

日本共産党市会議員団を代表して、今臨時議会に提出された議案2件について、賛成の立場から討論を行います。

まず、議案第1号、一般会計補正予算、新型コロナウイルス感染症対策事業に要する諸経費の補正64億9528万2千円は国の制度による住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金と、国の制度から漏れた子育て世帯への臨時特別給付金です。国からの補助金と交付金を財源とし、市独自の拡充を行うというものですので賛成です。

次に議案第2号「和歌山市におけるカジノを含む統合型リゾート施設（IR）誘致の賛否を問う住民投票条例の制定」について

これは、地方自治法第74条第1項の規定により、住民が有権者50分の1以上の連署をもって条例の制定を市長に請求し、条例案を提出したものです。

地方自治体における直接請求制度により実施される住民投票は、市民自治、住民主権を体現するもので、市長が意見の中で市民の関心の表れであると述べていることから、歓迎するべきことではないでしょうか。法定数の3倍を超える2万39筆という署名数は、まさに市民の関心の高さを示すものであると同時に、“主権者でありたい”という強い思いは「子どもから問われたときに知らない間にできていたとは答えたくない」と意見陳述でも述べられた通りです。自分たちの町、和歌山市の未来にかかわることに対して直接意思を表明したいと考えることは極めて自然であり地方自治法に明記された当然の権利です。今回、直接請求制度により住民投票の実施を求めることそのものが直接民主主義につながるものであり民意を反映する最良の手段だと言えます。住民投票の実施により広く、より深く議論が喚起されることは間違いありません。和歌山市の歴史上初めての直接請求によるこの条例案は市民の政治参加に対する思いの表れであり、議会・行政・市民三者みんな考えて決めようという思いを尊重するならば、ぜひとも可決するべきだと考えます。

以上を述べて賛成討論といたします。